

令和7年度地域創生総合支援事業 (サポート事業) 募集要項【会津地域】

令和7年1月17日
福島県会津地方振興局

令和7年度地域創生総合支援事業(サポート事業)の募集を下記のとおり行います。

1 サポート事業とは

地域の特性を活かした個性と魅力ある地域づくり事業の立ち上げを支援する補助制度です。この補助制度では、これまで、地域資源である桜や伝統工芸をPRするイベントを開催し地域の活性化につなげる事業や地域の特産物である米や地鶏の更なるブランディングへの取組による消費者の認知度向上、販路拡大を図る事業、さらには高齢化、人口減少、鳥獣被害等の集落の課題を解決するための計画づくりやその達成に向けた集落外の方々との交流会の開催、地域の特産品づくりなどを支援してきました。

2 補助対象となる実施主体

次の(1)～(6)のうち、福島県地域創生総合支援事業補助金交付要綱、同実施要領、同事務取扱い等の各種規程等を遵守し、着実に遂行できる主体とする。

(1) 民間団体

公の機関でない、ある目的のためにまとまった2人以上の集まり。

ただし、政治活動や宗教活動、暴力的不法行為等を行うことを主たる目的として設立されたものを除く。

(2) 集落等

次のいずれかに該当する団体

ア 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体

イ 複数のアで構成する協議会、連合会

ウ アと大学や民間団体が連携した事業体、連合体

(3) 民間企業

集落等と協定を結び、市町村の推薦を受けた次のいずれかに該当する者であって、かつ、事業実施地域に事業所(本社、営業所等)を有している団体。

ア 個人事業主 ただし、所得税法第143条の青色申告の承認を受けた者に限る。

イ 法人

(4) 協定団体

おおむね半数以上が集落等の住民又は集落等の住民とゆかりのある者で構成される団体であって、集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた次のいずれかに該当する団体。

ア 公に属さない任意団体

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日号外法律第181号)に規定する企業組合

ウ 特定非営利活動促進法(平成10年3月25日号外法律第7号)に規定する特定非営利活動法人

(5) 市町村

(6) 複数市町村の連携体

複数市町村のみで構成する協議会、広域連合及び一部事務組合

3 募集事業枠及びその補助対象となる補助内容、実施主体等

募集事業枠については、次の①～⑤となります。詳細については、「地域創生総合支援事業（サポート事業）手引き【会津地域】」（以下「手引き」という。）を御確認ください。

①一般枠

| 事業形態 | 一般枠 |
|-------------|---|
| 実施主体 | 民間団体（※1） |
| 対象地域 | 会津地域（13市町村）全ての地域 |
| 対象事業 | 広域的な視点に配慮された事業（※2） 又は先駆的、モデル的な事業（※3） |
| 補助率 | 2／3以内 （会津若松市・喜多方市・北塩原村・磐梯町・猪苗代町・ 会津坂下町・金山町・会津美里町） |
| | 3／4以内 ※特定過疎地域 （西会津町・湯川村・柳津町・三島町・昭和村） |
| 補助対象事業費の下限額 | 50万円 |
| 補助限度額 | 500万円 |
| 事業実施期間 | 原則1年（最長3か年度まで） |

- ※1 公の機関でない、ある目的のためにまとまった2人以上の集まり。ただし、政治活動や宗教活動、暴力的不法行為等を行うことを主たる目的として設立されたものを除く。
・NPO法人、商工会、実行委員会など
・実行委員会で市町村が事務局となる場合、形式的ではなく実質的に民間団体としての性格を有し、事業の実施が必要。
- ※2 「広域的な視点に配慮された事業」…地域間交流を促進するもの、異業種交流に結びつくもの、広範囲にわたった地域情報の発信事業など。
- ※3 「先駆的、モデル的な事業」…県内、または会津地域内での事例がほとんどなく、ノウハウが蓄積されていない事業。

②過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）

| 事業形態 | 過疎・中山間地域活性化枠 （集落等活性化事業） |
|-------------|---|
| 実施主体 | 集落等（※1） |
| 対象地域 | 過疎・中山間地域（※2） |
| 対象事業 | 集落等再生に関する事業（※3） 〔 ① 集落等再生事業 ② 集落等再生計画策定事業 〕 |
| 補助率 | ① 4/5以内（※4） ② 10/10以内 |
| 補助対象事業費の下限額 | ① 25万円 ② 下限なし |
| 補助限度額 | ① 500万円 ② 30万円 |
| 事業実施期間 | 原則1年（最長3か年度まで） |

※1 次のいずれかに該当する団体等とする。

- ・行政区、自治会、町内会など地域的な共同活動を行っている団体
- ・複数の行政区等で構成する協議会や連合会
- ・行政区等と大学や民間団体が連携した事業体や連合体

※2 会津若松市（一部区域に限る）・喜多方市・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町

※3 「集落等再生事業」…単なる維持修繕を除き、集落等の活性化につながる取組全般。また、その取組に関する事業計画づくりが、集落等再生計画策定事業となる。

※4 「集落等再生計画策定事業で策定した計画」または「大学生と集落の協働による地域活性化事業（※5）で策定した集落の活性化に向けた計画」に基づく事業を実施する場合は、100万円まで10/10以内、100万円を超える部分は4/5以内。

※5 「大学生と集落の協働による地域活性化事業」…集落に県内外の大学生グループを受入れ、集落の実態調査、集落活性化策の調査研究を行う事業。この事業で集落の活性化に向けた計画を策定することも可能。受入集落の募集については期間が決められているため、要事前相談。

③過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ支援事業（収益事業））

| 事業形態 | 過疎・中山間地域活性化枠 （スタートアップ事業） |
|-------------|--|
| 実施主体 | 民間企業・協定団体（※1） |
| 対象地域 | 過疎・中山間地域（※2） |
| 対象事業 | 地域資源を活用し、地域に根差したスモールビジネスの立ち上げや生業の創出に係る事業 |
| 補助率 | 9/10以内 |
| 補助対象事業費の下限額 | 20万円 |
| 補助限度額 | 300万円（※3） |
| 事業実施期間 | 原則1年（最長3か年度まで） |

- ※1 民間企業とは、以下の両方を満たす個人事業主、法人とする。
 ①集落等と協定を結び、かつ市町村の推薦を受けている。
 ②事業実施地域に本社や営業所等がある。
 協定団体とは、以下の両方を満たす任意団体、企業組合、NPO 法人とする。
 ①おおむね半数以上が集落等の住民か集落等の住民とゆかりのある人で構成されている。
 ②集落等と協定を結び、かつ市町村の推薦を受けている。
- ※2 会津若松市（一部区域に限る）・喜多方市・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町
- ※3 事業継続（最長3か年度）する場合は、補助金の累積限度額を300万円とする。

④過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）

| 事業形態 | 過疎・中山間地域活性化枠 （集落ネットワーク圏形成事業） |
|-------------|---|
| 実施主体 | 市町村（※1） |
| 対象地域 | 過疎・中山間地域（※2） |
| 対象事業 | 「小さな拠点」の形成を図るため、市町村のリーダーシップの下、複数の集落や各種団体・企業等の連携を促し、住民主体の活動により地域課題の解決を図る取組 （① 小さな拠点づくり事業（※3） ② 小さな拠点づくり計画策定事業） |
| 補助率 | ① 9/10 以内（※4） ② 9/10 以内 |
| 補助対象事業費の下限額 | ① 25万円 ② 下限なし |
| 補助限度額 | ① 500万円（※5） ② 50万円 |
| 事業実施期間 | 原則1年（最長3か年度まで） |

- ※1 小さな拠点づくり事業においては、小さな拠点づくり計画に定める事業実施主体を含む。
- ※2 会津若松市（一部区域に限る）・喜多方市・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町
- ※3 「小さな拠点づくり事業」…地域の基幹的な集落と周辺集落の連携により複数の地域課題解決を図る取組。例えば、集落間を結ぶコミュニティバスや移動販売車の試験運行、道の駅と周辺集落が連携した農産物の集出荷体制の構築、伝統工芸・文化等の伝承活動、ICT技術を活用した鳥獣害対策、高齢者の見守り活動等を指す。
- ※4 ただし、工事請負費及び備品購入費（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他備品）については2/3以内とする。
- ※5 事業継続（最長3か年度まで）する場合は、補助金の累積限度額を500万円とする。なお、補助の累積額には、小さな拠点づくり計画策定事業分を含める。

⑤市町村枠

| 事業形態 | 市町村枠 |
|-------------|-------------------------------------|
| 実施主体 | 市町村又は複数市町村で構成する協議会、広域行政事務組合及び一部事務組合 |
| 対象地域 | 会津管内全ての市町村 |
| 対象事業 | 地域創生の推進に寄与し、具体的な効果が見込める事業 |
| 補助率 | ① 3/4以内(※1) ② 4/5以内(※2) |
| 補助対象事業費の下限額 | 50万円 |
| 補助限度額 | 1,000万円(※3) |
| 事業実施期間 | 原則1年(最長3か年度まで) |

※1 会津若松市・喜多方市・北塩原村・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・金山町・会津美里町

※2 西会津町・湯川村・柳津町・三島町・昭和村・複数市町村で構成する協議会、広域行政事務組合及び一部事務組合

※3 1市町村あたり、最大2事業まで申請可能(2事業合計での補助限度額が、1,000万円)。ただし、健康関連事業(補助限度額500万円)は、除く。

4 補助対象外の事業について

次にあてはまる事業は対象外です。

- 国、県、これらの公社等外郭団体が行う他の補助事業で対応できるもの
- 実施団体構成員の人件費
- 各種団体や施設の運営費(事務所の借上代や光熱水費など)
※過疎・中山間地域活性化枠(スタートアップ事業(収益事業))については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象。
- 他の補助事業に対するかさ上げ補助
- 既存事業の単なる財源振替
- 地域振興に関する目的が不明確な事業
- 実施主体の経常的な活動との区別が不明確な事業
- 実施主体の営利を目的とした事業
※過疎・中山間地域活性化枠(スタートアップ事業(収益事業))を除く
- 事業の主要部分を他者に委託する事業や大部分がハード整備(物品購入など)で占められているもの
- 補助終了後の事業継続に関する計画が不明瞭であるもの
- 単発のイベントなど、事業効果が一過性のもの
- 自己財源が全く計上されていない事業
- 事業執行により取得する財産がある場合、その適正な管理が見込めない事業

◎サポート事業では、国や県の他の補助制度との併用を認めていません。市町村の補助制度との併用は可能ですが、市町村補助金の方で他との併用を不可としている場合がありますので、市町村の担当部署へ確認してください。

5 募集期間

令和7年2月4日（火）～2月14日（金）12：00まで

※上記期間以降の追加募集の実施は未定です。

また、新規事業をお考えの団体等は、早めに御相談ください。

6 対象事業の要件・対象外事業等の詳細

上記3の他、手引きを御確認ください。

特に、手引き（P. 2～11）に示す「どんな事業が対象か」、「対象経費は何か」などを十分御確認ください。手引きは会津地方振興局HPに掲載しています。

7 採択方針等

「令和7年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針【会津地域】」を御確認ください。

また、市町村枠については、別途、対象事業等を示します。



8 申請方法

以下のフォームから、申請してください。

<https://forms.gle/HYgkWj43uaFtTRAe6>

フォーム申請後、ご登録いただいた事務担当者アドレスまで案内メールを送付いたします。申請事業に応じてファイルを添付し、所定の返送アドレス（aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp）まで提出してください。

募集期間内までに様式の提出がなかった場合、申請を受理できない場合もありますので、予めご了承ください。

<全枠共通>

- (1) 事業計画書（交付要綱様式）※
- (2) 事業計画書〈別記〉（指定様式）※
- (3) 収支予算書（指定様式）※
- (4) 具体的な事業内容やスケジュールが分かる資料
- (5) 実施主体に関する資料（規約、役員名簿、最新の年間事業計画書や収支決算書など）

<全枠において該当する場合のみ>

- (1) 1回の発注で10万円以上となる場合は、原則2者以上の見積書（見積合わせをしない合理的な理由がある場合は、その理由書）
- (2) 委託料、工事請負費、備品購入費の経費がある場合は、金額に関わらずその見積書
- (3) 県の基準単価を超えた謝金等を計上している場合は、その理由書
- (4) ハード整備がある場合は、施工位置図、完成予想図、平面図など

<過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）>

- (1) 地区概要説明書（指定様式）※
- (2) 地域づくり計画策定概要（集落等再生計画策定事業のみ）

<過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ支援事業（収益事業））>

- (1) 集落等との協定書
- (2) 市町村からの推薦書（交付要綱様式）※

（留意事項）

- 上記※印は、会津地方振興局HPに掲載している様式にて作成してください。
※印がない書類は、任意様式で結構です。
- 「事業計画書〈別記〉」は、各事業申請団体において、申請事業が補助対象の事業となっているかをあらかじめ確認いただくものです。
- 上記の書類のほか、必要に応じて書類の追加提出の依頼や、ヒアリングを行います。

9 提出後のスケジュール

- 3月下旬 厳正な審査を行い、審査結果（採択（減額含む）、不採択）を通知
します。採択事業の実施団体等に対しては、内示通知を行います。
内示通知後は、速やかに申請書を提出願います。
- 4月1日以降 交付決定、事業開始となります。

10 問合せ先

福島県会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課
会津若松市追手町7-5 県会津若松合同庁舎本館3階
0242-29-5292

aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

(担当者)

〈会津若松市〉副主査 鈴木

〈喜多方市、西会津町〉主事 佐藤

〈磐梯町、猪苗代町、北塩原村〉主事 渡辺

〈会津坂下町、湯川村、会津美里町〉主事 黒澤

〈柳津町、三島町、金山町、昭和村〉主事 小林

11 その他

本募集による採択は、令和7年2月福島県議会当初予算審議において、令和7年度地域創生総合支援事業（サポート事業）の予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。

令和7年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針について（会津地域）

令和7年1月17日制定
福島県会津地方振興局

1 目的

令和7年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）一般枠の事業採択に当たり、「福島県地域創生総合支援事業（サポート事業、県戦略事業）実施要領」3(1)アで規定する「地方振興局長が別に定める採択方針」について定めるもの。

2 会津地方振興局長が定める事業テーマ

(1)から(9)までの県内共通テーマのうち、特に、(1)、(2)については、重点的に取り組む必要があるため、全ての事業において考慮すべき重点テーマとして位置付ける。また、(10)については、会津地方振興局が独自に設定する事業テーマとする。

(1) 人口減少対策に資する事業

住民が安心して住み・暮らし・働ける地域づくりの推進や、地域への愛着・誇りを育む取組など、社会減対策や自然減対策に寄与する事業

(2) 過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業

過疎・中山間地域の優位性やポテンシャルをいかし、課題の解決や地域の活性化を図ることで、持続可能な地域社会の形成に寄与する事業

(3) 移住・定住の推進に資する事業

地方移住への関心の高まりを踏まえ、地域側の機運醸成や受入体制の構築、魅力の発信など、本県への新しい人の流れの創出に寄与する事業

(4) デジタル化によるプロセスイノベーション（DX）の推進に資する事業

デジタル技術の導入・拡大を通じて、働き方や暮らし方、サービスの提供の仕方などの変革を図り、地域社会の強靱化や新たな価値の創出に寄与する事業

(5) 人づくり（子育て・教育）に資する事業

安心して子どもを生み育てたい、本県で学び活躍したいと思える環境づくりの推進など、社会や地域を創造することができる人材の育成に寄与する事業

(6) 健康長寿社会の推進に資する事業

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業

(7) 地産地消の推進に資する事業

生産・流通・消費といった地域内におけるモノの循環や、人財を含む地域資源の有効活用など、あらゆる分野における地産地消の取組の推進に寄与する事業

(8) カーボンニュートラルの推進に資する事業

県民の高い環境意識の醸成や地球温暖化対策の普及啓発等、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進に寄与する事業

(9) 交流・関係人口創出の推進に資する事業

観光需要の高まりを捉えた地域の意識醸成に関する取組や、外部人材との多様な関わり方を新たに構築する取組など、交流人口及び関係人口創出の推進に寄与する事業

(10) 後世に残すべき会津の宝を守りいかに事業

会津地方の暮らし、歴史、文化、自然環境等を再発見し、地域の宝として守りいかに取組など、地域資源の保全、磨き上げ、次世代への継承等に寄与する事業